

平成 25 年 6 月 12 日開会

市議会定例会提案説明

(議案第 48 号～議案第 65 号)

(報告第 6 号～報告第 13 号)

本日は、第2回市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

定例会の開会にあたり、補正予算案など、提出いたしました諸案件の説明に先立ちまして、現在の市政の情勢と主要な取組み等について、申し述べたいと思います。

私が、市長に就任して以来、半年が経過しようとしております。

この間、多くの市民の皆さまから温かいご支援と貴重なご意見をいただき、改めて、心から感謝とお礼を申し上げます。

今後も、市民の皆さま、議員の皆さまからのご意見、ご提言を真摯に受け止め、市政運営に取り組んでまいりる所存でございます。

一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

では、はじめに、景気動向についてであります。内閣府が一昨日に発表した1月から3月期の国内総生産の改定値によりますと、物価変動の影響を除いた実質GDPが前期比1.0%増、年率換算で4.1%増となり、2期連続のプラス成長が示されております。

昨年末から安倍内閣が打ち出した3本の矢を柱とする経済政策、いわゆるアベノミクスによる変化が、現れつつあると感じております。

1つ目の金融緩和により、外国為替市場で円安に振れ、自動車をはじめとする輸出産業や住宅・不動産、金融機関などの業績改善に効果をもたらし始めております。

また、2つ目の財政政策では、災害に強いインフラ整備など、10兆円規模の公共事業を中心とする緊急経済対策が打ち出されており、その影響と地方への波及効果に期待が広がっております。

さらに、3つ目の成長戦略では、民間設備投資の拡大や規制緩和による活性化策などが、順次打ち出されております。

本市におきましても、自動車関連産業をはじめとした、地域産業全体の業績の好転と設備投資の増加を期待するところであります。

一方、急激な円安による物価上昇なども懸念されており、引き続き、雇用情勢、物価動向など市民生活への影響にも注視してまいりたいと考えております。

このように、国の経済政策により景気浮揚が図られる一方で、財政健全化への取組みを着実に進めることが不可欠であると指摘されています。

本市の財政状況についても、いかに厳しいかを、市民の皆さまと意識を共有するため、積極的なアナウンスに努め、次の世代に責任ある財政の視点で、市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、我が国が抱える大きな課題の、少子化についてであります。

総務省が先月、子どもの日に合わせて発表した15歳未満の子どもの推計人口は、過去最低の1,649万人で、32年連続の減少となりました。

また、総人口に占める割合も12.9%で、昭和50年以降39年連続で低下し、少子化の進行に歯止めがかからない状況となっております。

本市においては、西部地区における宅地分譲や駅周辺のマンションの建設も継続されており、明確な少子化には至っておりませんが、今後の動向が危惧されるところであります。

少子化に負けないまちとして、子どもを産み育てやすい環境を整備することは、とても大切なことと考えております。

今年度は、陽だまりの丘に子育て支援の複合施設「ぼかぼか」が完成し、8月10日の供用開始に向けて準備を進めております。

今後も、地域医療体制や子どもを養育する世帯への支援の充実などにより、子育てをしやすいまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、全員参加型市政の構築について、であります。

現在、「市長カフェ」や「どこでも市長室」を実施し、市民の皆さまと向き合い、直接対話しながら、信頼される行政と風通しの良い組織づくりに取り組んでおります。

今年度からは総合計画の策定作業に着手し、私がお示ししたビジョンである全員参加型市政を、そこに位置付けてまいりたいと考えております。

策定に当たっては、地域に幅広く入り、市民の皆さまのご意見をお聴きするとともに、各種団体の方、有識者の方にも参画いただいて、全員参加型で策定に取り組みたいと考えております。

また、職員による庁内体制では、総合計画策定本部を立ち上げ、若手職員のワーキンググループを編成するなど、職員一丸となって取り組む所存であります。

議員の皆さまには、後期基本計画の策定時と同様に、ご意見を賜りながら策定を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、改めて、補正予算での主要な取組みについて、私のビジョンに沿って申し述べさせていただきます。

まず、「中央集権型から全員参加型の市政に」については、私が掲げた7つのビジョンに沿って総合計画の策定に着手いたします。

計画には、全員参加型市政の構築に加えまして、特に、桑名の持つ歴史、文

化、資源を最大限に生かす桑名のブランド化の推進を盛り込みたいと考えております。

また、厳しい財政状況の中、行財政改革に積極的に取り組む姿勢を明確に位置付けていきたいと考えております。

次に、「納税者の視点で次の世代に責任ある財政に」については、本市の財政状況を分かりやすく解説するパンフレットを作成します。

まずは、市民の皆さまと桑名市の財政がいかに厳しいかについての意識の共有を図り、相互理解を深めていきたいと考えております。

また、道路及び橋梁の総点検を実施し、施設の実態把握や、計画的な維持管理により長寿命化を図るなど、施設全体のマネジメントに取り組んでいきたいと考えております。

次に、「命を守ることが最優先」では、地域で二次医療が完結できるよう、平成27年4月の新病院の開設に向けて取り組んでまいります。

また、桑名市の地域性を踏まえ、学校の実情に応じた避難訓練や防災教育を実施するとともに、中学生による防災ボランティア活動の推進にも取り組んでまいります。

次に、「こどもを3人育てられるまち」では、今回、18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯に限定して中学生の通院医療費を助成することとします。

多子世帯に重点化して支援することで、児童を養育する保護者の経済的な負担の軽減を図り、子どもを産み育てやすい環境を整えます。

次に、「世界に向けて開かれたまち」では、本市では外国人児童生徒数が増加傾向にあることから、初期の日本語指導を充実させる取組みを進めることにより、学校・地域での外国人児童生徒の受入れ体制を推進します。

次に、「地理的優位性を活かした元気なまち」では、多度大社前を中心とした観光拠点整備の一環として、多度駅から多度大社につながる沿道において、景観に配慮しながら街路灯の整備を進めてまいります。

また、桑名の優れた立地条件を活かし、企業誘致を推進するため、工業団地を整備する多度力尾土地地区画整理事業区域内の都市計画道路の整備を進めてまいります。

最後に、「桑名をまちごとブランドに」では、観光客の方に桑名市の魅力や観

光情報を幅広く提供できるよう、携帯端末を活用した観光アプリケーションを開発し、観光客の誘致を図ります。

また、桑名の歴史、文化を磨き上げ、桑名学として広く情報発信するため、資料編纂事業にも取り掛かります。

その他、市民生活を取り巻く環境変化が著しい中、防災、高齢者福祉、地域医療など喫緊の課題に対応するため、継続的な事業についても補正予算に計上したところです。

その結果、一般会計の補正予算総額は、28億4千万円余、補正後の合計では、469億8千万円余となっております。

それでは、只今上程になりました各議案につきまして、議事日程の順序に従い、その大要を順次ご説明申し上げます。

議案第48号乃至議案第51号「専決処分の報告及び承認を求めるについて」は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたものであります。

まず、議案第48号「平成24年度 一般会計補正予算（第7号）」でございますが、歳入から申し上げますと、配当割交付金、地方消費税交付金、地方交付税等、各種交付金につきましては、交付額の確定に伴うものであります。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入れを減額し、収支の均衡を図ったものであります。

市債につきましては、適債性などを精査し、整理したものであります。

歳出につきましては、市債の整理に伴う財源更正を行ったものであります。

次に、議案第49号「桑名市市税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、固定資産税等の納税義務者等の一部について整理したこと、及び都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る固定資産税の課税標準について規定するなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第50号「桑名市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市税条例と同様に地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫に係る都市計画税の課税標準について規定するなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第51号「桑名市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、市税条例と同様に地方税法の一部が改正され、4月1日から施行されることとなったため、専決処分を行ったものです。

内容といたしましては、国民健康保険被保険者が、後期高齢者医療への移行時に適用される軽減措置の期間を延長するなど、所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第52号「平成25年度一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

今年度の当初予算を人件費、公債費等の義務的経費や施設管理費等の経常的経費、債務負担行為などの継続事業を中心とした「骨格予算」として編成したことから、今回の補正予算は、「肉付け予算」として、“新・桑名市7つのビジョン”に沿った事業をはじめ政策的な事業に要する経費を追加したほか、当初予算成立後に生じた事由に基づき所要の予算措置を行ったところであります。

それでは、歳出から主なものをご説明申し上げます。

議会費では、委員会等の会議を円滑に進行するため、録音機やマイクなどの設備を更新します。

総務費では、耐震補強工事を行っております市役所本庁舎の外壁コンクリート板の抜き取り調査において、取付部に不具合が発見されましたので、全数調査を実施して不良箇所を特定し、改修方法を検討します。

また、市の財政状況を分かりやすく解説するパンフレットの作成に要する経費と総合計画の基本構想、基本計画の策定を行う経費を計上いたしました。

民生費では、18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯に限定して中学生の通院医療費を助成することとします。

児童福祉では、この議会でご審議をお願いいたします「子どもを虐待から守る都市宣言」について、市民の皆さまに広くお知らせするための経費を計上いたしました。

環境保全対策では、スマート・エネルギー構想の目標達成と次世代への環境保全意識の継承を図るため、小学生に環境に関する出前講座を行います。

衛生費では、新病院整備事業の整備計画の見直しに伴い、建設工事費などの増額に係る分を地方独立行政法人桑名市総合医療センターに出資いたします。

また、応急診療所の施設整備として、インフルエンザ等の流行時に対応可能となるよう、診療室を一室から二室に変更するための経費を計上いたしました。

農林水産業費では、伊曾島漁港の整備事業として、引き続き、物揚場改修などを実施し、安心して利用できる漁港整備を計画的に進めます。

商工費では、桑名市と行田市、白河市との友好都市提携15周年を記念した観光物産交流イベントの開催に要する経費を計上いたしました。

観光振興では、携帯端末用の観光アプリケーション開発に要する経費を計上したほか、多度駅と多度大社を結ぶ街路灯整備事業を継続します。

土木費では、狭あい道路に接した敷地の建築主または権利関係者が、4メートルの幅員を確保する際に要する費用等の一部を助成します。

道路事業では、多度力尾土地地区画整理事業区域内の桑名北部東員線を整備します。

街路事業では、蛸塚益生線の舗装工事などを行い、駅西地区へのアクセス整備を推進するとともに、江場安永線について、国道23号の交差点改良工事等を行い、事業の進捗を図ります。

公園整備事業では、総合運動公園内のサッカーグラウンドの暫定供用に向けて整備いたします。

桑名駅西土地地区画整理事業では、暫定駅前広場の整備工事や建物移転補償等を実施し、事業の推進に努めてまいります。

消防費では、車両更新のため、消防署に配備する小型水槽付消防ポンプ自動車と高規格救急自動車を購入します。

また、救急車等にドライブレコーダーの設置を進めます。

災害対策では、昨年各世帯に配布した桑名市避難マップに避難経路や避難場所などを書き込むことが出来る大きなサイズを作成し、小中学校での防災教育や自治会等での勉強会などで活用していただくことで、防災意識の向上を図ります。

教育費では、学校図書館を活用した教育活動や読書活動の活性化を図るため、新たに図書館司書による小中学校での巡回指導を行います。

また、学校における防災教育・防災管理の充実を図るため、緊急地震速報受信機を用いた消防署等との連携による避難訓練や学校防災アドバイザーを活用した合同学習会などを開催します。

また、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく新制度の円滑な施行のため、子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て家庭の状況や需要を的確に把握するための調査などを実施いたします。

社会教育費では、公民館の避難所としての機能強化を図るため、窓ガラス飛散防止フィルム工事を行うほか、引き続きトイレの洋式化を計画的に進めてま

います。

文化事業では、桑名市と行田市、白河市との友好都市提携15周年を記念した合同企画展を博物館で開催いたします。

また、歴史ガイドブック「志るべ石」が平成3年の刊行から20年以上が経過し、内容も桑名地区だけであるため、平成27年度の再刊に向け、改訂作業に取り掛かります。

次に、歳入につきまして、主なものを申し上げます。

国庫支出金及び県支出金、並びに市債につきましては、歳出事業に応じて所要の額を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金からこの程度を繰り入れ、収支の均衡を図ったところであります。

次に、議案第53号「平成25年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、国の補助事業内示を受け、嘉例川地区排水処理施設の機能強化対策工事を行う経費、及び城南地区に河川防災センターを建設することに伴う下水道管路施設工事に係る経費を計上いたしております。

次に、議案第54号「平成25年度地方独立行政法人桑名市総合医療センター施設整備等貸付事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、新病院整備事業費の見直しに伴う貸付金及び交付金を計上いたしております。

次に、議案第55号「平成25年度水道事業会計補正予算（第1号）」につきましては、桑名市総合医療センター整備に伴い、周辺の水道管路を耐震管に替え、同施設などへの安定給水を図るものであります。

次に、議案第56号「桑名市総合計画審議会条例の制定」につきましては、総合計画に関する事項について調査及び審議等を行う機関として、桑名市総合計画審議会を設置するものであります。

次に、議案第57号「桑名市行政改革推進委員会条例の制定」につきましては、社会経済情勢の変化に対応した適正で効率的な市政を実現するため、行政改革に関する事項について審議し、意見を述べる機関として、桑名市行政改革推進委員会を設置するものであります。

次に、議案第58号「桑名市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正」につきましては、附属機関として、総合計画審議会、行政改革推進委員会及び子ども・子育て会議を新たに設置し、報酬支給対象に加えることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第59号「桑名市国民健康保険税条例の一部改正」につきましては、地方税法の一部が改正されたことに伴い、東日本大震災の被災者の負担の軽減を図るため特例措置を講ずることに関して、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第60号「桑名市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正」につきましては、児童を養育する保護者支援施策として、18歳未満の子どもが3人以上いる多子世帯に限定して中学生の通院医療費を助成するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第61号「桑名市子ども・子育て会議条例の制定」につきましては、子ども・子育て支援法の規定に基づき、同法第77条第1項各号に掲げる事務を処理することや次世代育成支援行動計画の進捗状況を点検、評価することなどを目的として、桑名市子ども・子育て会議を設置するものであります。

次に、議案第62号「桑名市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定」につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づき、桑名市新型インフルエンザ等対策本部の設置に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第63号「桑名市水道水源保護条例の一部改正」につきましては、上下水道部の機構改革に伴い、所管する課名を「水道課」から「施設課」に変更したため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第64号「市道の認定」につきましては、駅西土地区画整理事業に伴い、事業区域内で1路線、長島地内で開発行為の完了に伴う1路線の合計2路線を認定するものであります。

次に、議案第65号「子どもの笑顔を守るまち くわな ～子どもを虐待から守る都市宣言～の制定」につきましては、昨今、子どもに関わる虐待が大きな社会問題になっており、本市においても平成24年6月議会において「くわな 子どもを虐待から守る都市宣言を求める請願」が採択されました。

全ての子どもの健やかな心身の成長を願い、市民の皆さまとともに広く虐待

についての理解を深め、家庭・地域・関係機関などが連携して子どもの虐待防止に取り組むため、宣言を行うものであります。

以上、上程の各案件につきまして大要をご説明申し上げました。
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告8件についてご説明申し上げます。

まず、報告第6号「平成24年度一般会計繰越明許費繰越計算書」につきましては、農業振興地域整備計画策定事業費など21件であります。

いずれも次年度でその完成、完了を図るべく繰越明許費を設定したものであり、多くが3月議会において国の緊急経済対策を盛り込んだ補正予算に伴う事業費を計上したものであります。

次に、報告第7号「平成24年度農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書」につきましても、3月議会において国の緊急経済対策を盛り込んだ補正予算に伴う事業費を計上したものでありまして、次年度でその完成、完了を図るべく繰越明許費を設定いたしました。

次に、報告第8号「平成24年度水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、水道施設監視装置などの工事において前払金の支出が不要となったことや、配水管布設替工事において発注方法の見直しなどにより施工時期を調整したことから、それぞれ地方公営企業法第26条の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第9号「平成24年度下水道事業会計予算繰越計算書」につきましては、汚水管渠整備補助事業費など4件において関係機関などとの調整に日時を要したことや、雨水管渠整備補助事業費など4件において発注方法を見直したことにより施工時期を調整したことから、それぞれ地方公営企業法第26条の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、報告第10号「地方独立行政法人桑名市総合医療センターの経営状況に関する書類の提出」につきましては、桑名市総合医療センターの平成25年度の

事業計画に関するものであります。

主な内容を申し上げますと、救急医療については、地域の医療機関からの紹介患者及び救急搬送患者の積極的な受入れを継続することや、がんや脳血管障害等の分野における高度医療及び急性期医療に取り組むため、治療内容の充実及び医療提供体制の強化を図ることが計画されています。

法人の運営管理体制では、中期目標と中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、評価委員会による業務実績の評価、及びそれを踏まえた業務運営の改善指摘に基づき、継続的な改善の下での業務運営を実施するとされています。

次に、報告第11号及び第12号の「専決処分の報告」につきましては、議決により委任を受け、市長が専決処分することができる事項として指定されている、公用車による物損事故に係る損害賠償について専決処分したものであり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

職員の安全運転の啓発、再発防止に努めてまいりますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

次に、報告第13号の「議決事件に該当しない契約」につきましては、上下水道部が実施した水道施設の設置工事に係る一般競争入札契約が、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例第2条に該当することから、ご報告申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

よろしくようお願い申し上げます。